

1997 年韓国金融危機の政治的要因

—— 与野党の親財閥連合を中心に ——

任 君 三*

- I はじめに
- II 先行研究
- III 分析の枠組み
- IV 事例研究
- V おわりに

I はじめに¹⁾

本研究の目的は 1997 年の韓国金融危機の政治的な要因を究明することである。今まで多くの学者が提示した原因は大きく国際要因を強調する見解と国内要因を強調する見解に区分することが出来る。

国際要因を強調する見解は、1997 年中盤に国際投資コミュニティーで起こった金融パニックが韓国の金融危機の主な原因であると主張している。この見解は、当時、韓国の金融危機を含むアジア金融危機の包括的な原因を明確に説明できる長点を持つ。しかし、同じ金融パニックの影響下でも各アジア国家に金融危機の程度の差が存在したことから分かるように、韓国金融危機の特有の原因を説明することが出来ない限界を持つ。

国内要因を強調する見解は、国際要因を前提とした上、当時の国際金融パニックに対する韓国金融機関の脆弱性こそ危機の主な原因であり、その対外的脆弱性

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 13 卷第 1 号 2014 年 3 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学法学部特任講師

1) 本論文は、一橋大学法学研究科に提出した博士学位論文『1997 年韓国金融危機の原因：韓国金融機関のモラルハザードを中心に』の一部を加筆修正したものである。

を引き起こしたのは権威主義と開発主義時代の遺産である韓国金融機関のモラルハザードであると主張している。国内要因を強調する見解は、韓国金融危機の特有の原因を説明することが出来る長点を持つ。しかし、韓国は、危機の10年前、すなわち1987年から積極的に民主化を推進して権威主義を清算する努力をしてきた。それに加えて、1993年に執権した金泳三政府は、本格的に金融市場自由化を推進して開発主義を清算する努力をしてきた。ここで既存の国内要因を強調する見解は、なぜ、このような韓国の民主化と韓国政府の金融市場自由化政策にもかかわらず、権威主義と開発主義時代の遺産である韓国金融機関のモラルハザードが依然と生き残り、対外的脆弱性を高め、1997年後半には韓国の金融危機を引き起こす一つの要因ようにまでなったのかという問いを解明するには至っていない。

この問いに対して本研究は、韓国の民主化と並行して現れた地域主義的政党体制により誕生した親財閥的な政策選好を共有する与野党の支持基盤に選挙区を持つ国会議員の連合、すなわち、与野党支持基盤議員の親財閥連合が、金泳三政府の金融市場自由化政策を無力化されたことで、開発主義の遺産である金融機関のモラルハザードが生き残ったと主張する。

本研究の構成は以下である。第2章では、1997年の韓国金融危機の原因に関する先行研究を考察する。第3章では、「与野党支持基盤議員の親財閥連合」と言う概念を中心に分析の枠組みを提示する。第4章では、1997年韓国金融危機の直接的な原因であり、同時に代表的な、金融機関、財閥、そして政府間のモラルハザードの事例である「1997年10月の金泳三政府の起亜自動車公企業化決定」を用いてケーススタディを行う。第5章では、結論としてまとめと研究の意義を提示する。

II 先行研究

1997年の韓国金融危機の原因は何か。今まで多くの学者がこの問題に対する答えを提示した。現在までなされた韓国金融危機の原因に関する研究は、その主な原因を国際要因から求める見解と国内要因から求める見解の二つに区分するこ

とが出来る。

まず、韓国金融危機の原因として国際要因を強調する見解は、1997年中盤にアジア国際金融コミュニティーで起こった金融パニックが韓国金融危機の主な原因であると主張している (Baig & Goldfajn, 1999; Noble & Ravenhill, 2000; Radelet & Sachs, 1998; Sachs & Woo, 2000; Stiglitz, 2002; Wade, 2000; Winter 1999)。すなわち、1997年中盤にアジア国際金融コミュニティーで起こった金融パニックにより、海外金融機関が短期間に多額の貸出金を韓国金融機関から回収することによって韓国金融危機が発生したと主張している。

国際要因を強調する見解は、当時、韓国の金融危機を含むアジア金融危機の包括的な原因を明確に説明できる長点を持つが、同じ金融パニックの影響下で、各アジア国家に金融危機の程度の差が存在したことから分かるように、韓国金融危機の特有の原因を説明できない限界を持つ (大西、2005、p. 33)。

国際要因を強調する見解の限界に対して、1997年の韓国金融危機の原因として国内要因を強調する見解は、国際要因を前提とした上、国際金融パニックに対する当時の韓国金融機関の脆弱性こそが韓国金融危機の主な原因であり、その韓国金融機関の対外的脆弱性を引き起こしたのは開発主義時代の遺産である韓国金融機関のモラルハザードであると主張している (Krugman, 1998; Pomerleano, 1998)。すなわち、韓国の金融機関が、政府の暗黙的な支給保障を盾に、政治家の仲介を通じて事業の適切な妥当性を検討もせず、財閥企業に多額の融資をすることで、多額の不良債権を抱えることになり、対外的に脆弱になったことが韓国金融危機の主な原因である主張している。

国内要因を強調する見解は、国際要因を強調する見解の限界、すなわち、韓国金融危機の特有の原因を説明できる長点を持つが、当時の韓国金融機関の対外的脆弱性の原因として韓国金融機関のモラルハザードを提示しただけで、その韓国金融機関のモラルハザードの原因を究明することにまでには至っていない (Haggard, 2000, p. 8; Haggard & MacIntyre, 2001; Kang, 2002)。

したがって、1997年韓国の金融危機の原因をより明確に究明するためには、韓国金融機関のモラルハザードの原因を突き止めなくてはならない。ところが、韓国は、危機の10年前、すなわち1987年から積極的に民主化を推進して権威主

義を清算する努力をしてきた。それに加えて、1993年に執権した金泳三政府は、本格的に金融市場自由化を推進して開発主義を清算する努力をしてきたことに注目する必要がある（木宮正史、2003、p.76；朴一、2001、p.10）。

では、なぜ、このような韓国の民主化と韓国政府の金融市場自由化推進にもかかわらず、権威主義と開発主義時代の遺産である韓国金融機関のモラルハザードが依然と生き残り、韓国金融機関の対外的脆弱性を高め、1997年後半には韓国の金融危機にまで引き起こすようになったのか。この問いが本研究のパズルである。

以上のような疑問に対して、金泳三政府の金融市場自由化政策をただの単発的な政策としてではなく、民主化以降の韓国政府の金融政策の一事例として捉えて、その失敗原因を理論的に説明しようとする研究が登場した。

大西（2005）は「政治的に合理的な大統領」モデル（政治合理モデル）を提示して韓国の金融政策決定過程を説明している。政治合理モデルとは大統領は議会選挙での敗北等の政治的困難に反応し金融政策を転換または持続させるというものである（p.63）。

まず、大西（2005）は、民主化以降に現れた地域主義的政党支持傾向により、韓国の国会は、嶺南地域政党と湖南地域政党を中心に構成されるようになった上、嶺南地域政党と湖南地域政党の各政党は、開発による首都圏のインフレを恐れることで政策金融縮小の政策選好を持つ首都圏議員と地方のインフラ整備拡充のため政策金融拡大の政策選好を持つ非首都圏議員を中心に構成されるようになったと主張している。

さらに、大西（2005）は、非首都圏国会議員に対する政党トップの集権力の強弱は支持基盤に政党トップに対する不満を持つ国会議員の退出戦略、すなわち、離党議員に対して公認を与えて当選させることが出来る対案政党が存在するかによって異なると言う。

したがって、大西（2005）によると、統合政府下の大統領は、与党支持基盤に議員の退出戦略が存在しない場合、与党の非首都圏議員の政策金融拡大の政策選好は無視することが出来て、政策金融の縮小を決定することが出来る。しかし、退出戦略が存在する場合には、与党の非首都圏議員の政策金融拡大の政策選好を

無視できず、政策金融の縮小は決定することが出来ない（大西、2005、p. 82）。

一方、大西（2005）は、分割政府下の大統領は、与党と野党の支持基盤に与野党国会議員の退出戦略が存在しない場合に限り、与野党非首都圏議員の政策金融拡大の政策選好を無視することに関して協調が可能であることで、政策金融の縮小を決定することができるかと主張している（p. 83）。

従って、大西（2005）によると、金泳三政府は統合政府であって、与党の新韓国党の支持基盤である嶺南圏には、新韓国党議員の退出戦略、すなわち、新韓国党の支持基盤である嶺南圏で新韓国党を離党した国会議員に公認を与えて当選させることが出来る政党、自由民主連合が存在した。したがって、金泳三大統領は、与党の非首都圏議員に対する集権力が弱かったため、与党の非首都圏議員の政策金融拡大の政策選好を無視できず、政策金融の縮小を意味する新自由主義改革に失敗したと言う（大西、2005、p. 209）。

Kim（2005）は、民主化以降の代議政治制度の構造的な問題に注目している。すなわち、大統領単任制、大統領と国会議員の選挙周期の差、そして地域主義政党体制より1997年中盤以降、金泳三大統領と国会が官僚を適切に規制する力と動機を失ったことで、韓国金融機関のモラルハザードが放置され、結局、韓国の金融危機を引き起こすまでに至ったと主張している（p. 462）。

具体的に、Kim（2005）は、政治家の最も重要な目標は再選であって、その再選のためには、選挙区内の中位投票者を探すことと政治資金を確保することが最も重要だという前提下、政治家は、選挙期間（任期初と任期末）には、再選のために選挙区中位投票者の政策的な要求に積極的に反応する一方、選挙と選挙の間（任期中間）では、政治資金の確保のために、利益団体の政策的要求に積極的に反応すると主張している。

さらに、Kim（2005）によると、民主化以降の5年単任制の韓国大統領は再選が出来ないことから中位投票者を探す必要も政治資金を確保する必要もない。したがって、民主化以降の韓国大統領の中位投票者の政策的要求に対する敏感度は任期初に最も高く任期末に最も低い。それに、韓国大統領は政治資金を確保する必要がないため利益団体、多くの場合は財閥の政策的要求に対する韓国大統領の敏感度も低い。一方、民主化以降の韓国国会議員は、韓国大統領とは異なって、

4年再任制であるため、4年の任期が過ぎると再選することが出来るから、選挙区内の中位投票者を探すことと政資金を確保することが必要である。

ところが、Kim (2005) も、大西 (2005) と同じように、韓国の民主化と並行して現われた地域主義的政党支持傾向により、韓国の国会は、嶺南地域政党と湖南地域政党を中心に構成されるようになった上、各地域政党は、首都圏議員と非首都圏議員で構成されるようになったと主張している。しかし、Kim (2005) は、大西 (2005) と異なって、嶺南地域政党と湖南地域政党の各地域政党は、中位投票者の政策的要求に反応する首都圏国会議員と利益集団、すなわち財閥の政策的要求により反応する嶺南または湖南圏国会議員で構成されるようになったと主張している。

まず、首都圏議員は再選のために中位投票者を探すことと政治資金を確保する必要がある。したがって、首都圏議員の中位投票者に対する敏感度は選挙期間（任期初）と選挙期間（任期末）に最も高くなる一方、選挙と選挙の間（任期中間）任期初で、最も低くなる代わりに、政治資金の確保のために、利益集団の政策的な要求に対する敏感度が最も高くなる反面、嶺南圏または湖南圏議員は、首都圏国会議員とは異なって、嶺南・湖南圏有権者の排他的な支持を得られることから、再選のために、嶺南・湖南圏中位投票者を探す必要がない。したがって、非首都圏議員の中位投票者の政策的な要求に対する敏感度は、選挙期間（任期初と任期末）にも高くない。その代わりに、常に財閥の政策的な要求に対する敏感度は高い状態を維持する。従って、Kim (2005) によると、民主化以降の韓国の中位国会議員は中位投票者の政策的要求に消極的に応じるようになる一方、財閥の政策的要求に積極的に応じるようになったと主張している。

韓国金融危機が起こった1997年中盤以降に焦点を合わせて見ると、この期間、金泳三大統領の中位投票者に対する敏感度は低い状態であって、中位国会議員の中位投票者の政策的要求に対する敏感度も低い状態であった。したがって、金泳三大統領は、任期末であって与党に対する支配力も失った上、全国中位投票者の政策的要求に応じる動機もなかった。それに加えて、中位国会議員も第15代国会議員総選挙と第16代国会議員総選挙の間であって、中位投票者の政策的要求に応じる動機がなかった。結局、Kim (2005) は、この時期、韓国の最も重要

な二つの代議政治制度、すなわち、金泳三大統領と国会が、中位投票者の政策的要求に応じる、すなわち、韓国金融機関を適切に規制する動機を失ったことで、韓国金融機関のモラルハザードが放置され、結局、韓国の金融危機を引き起こすまでに至ったと主張している (p. 473)。

ところが、両研究の問題は民主化以降の国会の構成にある。民主化と並行して現われた地域主義的な政党支持傾向によって韓国国会が嶺南地域政党と湖南地域政党の対立軸で構成されるようになったことを前提として理論を展開している。しかし、このような嶺南地域政党と湖南地域政党の対立軸は、政治的な争点をめぐって形成された対立軸であって、経済政策をめぐって形成された対立軸ではないことを看過している。このような点が両研究による韓国の経済政策決定の説明を複雑にしている。

Ⅲ 分析の枠組み

1 仮説

本研究が提示した研究課題は「韓国は、1997年の金融危機の10年前、すなわち1987年から積極的に民主化を推進して権威主義を清算する努力をしてきた。それに加えて、1993年に執権した金泳三政府は、本格的に金融市場自由化を推進して開発主義を清算する努力をしてきた。では、なぜ、このような韓国の民主化と金泳三政府の金融市場自由化推進にもかかわらず、権威主義と開発主義時代の遺産である韓国金融機関のモラルハザードが依然と生き残り、韓国金融機関の対外的脆弱性を高め、1997年後半には韓国の金融危機にまで引き起こすようになったのか」であった。

この研究課題に対して本研究が提示する仮説は、「韓国の民主化と並行して現れた地域主義的政党体制により誕生した親財閥的な政策選好を共有する与野党の支持基盤に選挙区を持つ国会議員の連合、すなわち、与野党支持基盤議員の親財閥連合により、国会で親財閥的な政策選好が優勢になり、その国会が、金泳三政府が推進した金融市場自由化政策が無力化されたことで、開発主義の遺産である金融機関のモラルハザードが生き残った」である。

2 地域主義政党体制

本研究の仮説を証明するための分析の枠組みを導くためには、まず、1987以降、急速に進められた韓国の民主化と並行して現れた韓国の地域主義的政党体制を理解する必要がある。1987年6月の民主抗争で得られた改正憲法の大統領直接選挙制度で行われた1987年12月の第13代大統領選挙で（木村幹、2008、p.2）、大統領候補者に対する大統領候補者出身地域有権者の排他的支持傾向が現われた。

表1 1987年12月、第13代大統領選挙の候補者別・地域別得票率（単位：％）

| 候補者 | | 盧泰愚 | 金泳三 | 金大中 | 金鐘泌 |
|------|-----------|-------|-------|-------|--------|
| 所属政党 | | 民主正義党 | 統一民主党 | 平和民主党 | 新民主共和党 |
| 全 国 | | 36.6 | 28.0 | 27.1 | 8.1 |
| 首都圏 | ソウル・仁川・京畿 | 34.4 | 28.7 | 28.4 | 8.4 |
| 嶺 南 | 大邱・慶北 | 68.1 | 26.6 | 6.9 | 2.6 |
| | 釜山・慶南 | 36.6 | 53.7 | 2.5 | 2.4 |
| 湖 南 | 光州・全南・全北 | 9.9 | 1.2 | 88.4 | 0.5 |
| 忠 青 | 忠南 | 26.2 | 16.1 | 12.4 | 45.0 |
| その他 | 忠北・江原・済州 | 53.2 | 27.0 | 10.9 | 8.5 |

[出所] 大韓民国選挙史第4集（2009）、p.587に基づいて筆者が作成

具体的には、第13代大統領選挙で、盧泰愚（ノ・テウ）候補者の出身地である嶺南（ヨンナム）圏の大邱（テグ）・慶北（キョンブク）有権者は与党である民主正義党の盧泰愚候補者、金泳三（キム・ヨンサム）候補者の出身地である同じ嶺南（ヨンナム）圏の釜山（プサン）・慶南（キョンナム）有権者は統一民主党の金泳三候補者、金大中（キム・テジュン）候補者の出身地である湖南圏有権者は平和民主党の金大中候補者、そして金鐘泌（キム・チョンピル）候補者の出身地である忠南（チュンナム）有権者は新民主共和党の金鐘泌候補者に対して排他的な支持を送った。

1987年12月の第13代大統領選挙で現われた大統領候補者に対する候補者出

身地有権者の排他的な支持傾向は、続いて行われた1988年の第13代国会議員総選挙で、大統領と前大統領候補者が主導した政党に対する排他的な支持傾向、すなわち、地域主義的な政党支持傾向に発展した（崔章集／中村福治訳、1999、p.107）。その結果、第13代国会は、政党指導者の出身地を支持基盤とする政党、すなわち、地域政党を中心とする地域主義的政党体制で構成されるようになった。以下は1988年、盧泰愚政権下で、行われた第13代国会議員総選挙における政党別・地域別の当選者数と得票率を示した表である。

表2 1988年の第13代国会議員総選挙における政党別・地域別当選者数と得票率

| 与野党の区分 | | 与 党 | | 野 党 | | | |
|---------|------|--------------|-------------|--------------|-------------|-----|---|
| 政 党 名 | | 民主正義党 | 平和民主党 | 統一民主党 | 新民主共和党 | その他 | |
| 政党の支持基盤 | | 大邱・慶北 | 湖南圏 | 釜 山 | 忠 南 | 無 | |
| 選挙区 | 議員定数 | 当選者数 | | | | | |
| 嶺南圏 | 大邱 | 8 (48.2) | 0 (0.7) | 0 (28.4) | 0 (13.2) | 0 | |
| | 慶北 | 21 (51.0) | 0 (0.9) | 2 (24.5) | 2 (16.0) | 0 | |
| | 釜山 | 15 (32.1) | 0 (1.9) | 14 (54.3) | 0 (6.8) | 0 | |
| | 慶南 | 22 (40.2) | 0 (0.8) | 9 (36.9) | 0 (10.3) | 1 | |
| | 計 | 66 | 38 | 0 | 25 | 2 | 1 |
| 湖南圏 | 全北 | 14 (28.8) | 0 (61.5) | 14 (1.3) | 0 (2.5) | 0 | |
| | 光州 | 5 (9.7) | 0 (88.6) | 5 (0.4) | 0 (0.6) | 0 | |
| | 全南 | 18 (22.9) | 0 (67.9) | 17 (0.8) | 0 (1.3) | 1 | |
| | 計 | 37 | 0 | 36 | 0 | 0 | 1 |
| | 忠北 | 9 (43.7) | 7 (1.4) | 0 (16.0) | 0 (33.3) | 2 | |

| | | | | | | | |
|----------|-----|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 忠清圏 | 忠南 | 18 | 2 (30.2) | 0 (3.8) | 2 (15.0) | 13 (46.5) | 1 |
| | 計 | 27 | 9 | 0 | 2 | 15 | 1 |
| 首都圏 | ソウル | 42 | 10 (26.2) | 17 (27.0) | 10 (23.4) | 3 (16.1) | 2 |
| | 仁川 | 7 | 6 (37.5) | 0 (14.1) | 1 (28.3) | 0 (15.5) | 0 |
| | 京畿 | 28 | 16 (36.1) | 1 (15.9) | 4 (22.9) | 6 (18.2) | 1 |
| | 計 | 77 | 32 | 18 | 15 | 9 | 3 |
| その他 | 江原 | 14 | 8 (43.6) | 0 (4.0) | 3 (21.6) | 1 (20.2) | 2 |
| | 済州 | 3 | 0 (36.0) | 0 (6.0) | 1 (27.1) | 0 (3.4) | 2 |
| | 計 | 17 | 8 | 0 | 4 | 1 | 4 |
| 選挙区当選者数計 | | 224 | 87 (34.0) | 54 (19.3) | 46 (23.8) | 27 (15.6) | 10 |
| 与野党当選者数 | | 224 | 87 | 137 | | | |

() は、得票率 (%)

[出所] 中央選挙管理委員会の選挙データベースに基づいて筆者が作成

1988年4月の第13代国会議員総選挙で、与党である民主正義党は、盧泰愚大統領の出身地である嶺南圏の大邱・慶北有権者、統一民主党は、金泳三総裁の出身地である嶺南圏の釜山有権者、平和民主党は、金大中総裁の出身地である湖南圏有権者、そして新民主共和党は、金鐘泌総裁の出身地である忠南有権者の排他的な支持を得るようになり、国会は、大邱・慶北を支持基盤とする民主正義党、釜山を支持基盤とする統一民主党、湖南圏を支持基盤とする平和民主党、そして忠南を支持基盤とする新民主共和党の地域政党を中心とする地域主義的4党体制で構成されるようになった。

このように1988年の第13代国会議員総選挙で確立した地域主義政党体制は1992年の第14代国会議員総選挙、そして1996年4月の国会議員総選挙でも続

いた。第15代国会議員総選挙は、与党である民主自由党が、新韓国党と自由民主連合に分離し、民主党が新政治国民会議と統合民主党に分離し、4党体制で行われた。選挙結果、嶺南地域政党である新韓国党が121議席、湖南地域政党である新政治国民会議が66議席、忠清地域政党である自由民主連合が41議席を獲得したが、支持基盤を持たない統合民主党派9議席を獲得することに止まった。結局、韓国の国会は、嶺南地域政党である新韓国党、湖南地域政党である新政治国民会議、そして忠清地域政党である自由民主連合の地域主義的3党体制で構成されるようになった。

表3 1996年の第15代国会議員総選挙における政党別・地域別当選者数と得票率

| 与野党の区分 | | 与党 | 野党 | | | | |
|---------|------|------|------------|------------|-----------|-----------|----|
| 政党名 | | 新韓国党 | 新政治国民会議 | 自由民主連合 | 統合民主党 | 無所属 | |
| 政党の支持基盤 | | 嶺南圏 | 湖南圏 | 忠清圏 | 無 | | 無 |
| 選挙区 | 議員定数 | 当選者数 | | | | | |
| 首都圏 | ソウル | 47 | 27 36.5 | 18 35.2 | 0 11.3 | 1 13.5 | 1 |
| | 仁川 | 11 | 9 38.2 | 2 29.5 | 0 14.5 | 0 11.0 | 0 |
| | 京畿 | 38 | 18 33.2 | 10 27.4 | 5 18.6 | 3 13.9 | 2 |
| | 計 | 96 | 54 | 30 | 5 | 4 | 3 |
| 嶺南圏 | 大邱 | 13 | 2 24.5 | 0 1.4 | 8 35.8 | 0 4.0 | 3 |
| | 慶北 | 19 | 11 34.9 | 0 1.6 | 2 20.6 | 1 6.9 | 5 |
| | 釜山 | 21 | 21 55.8 | 0 6.4 | 0 5.5 | 0 18.8 | 0 |
| | 慶南 | 23 | 17 46.5 | 0 4.2 | 0 4.7 | 2 14.7 | 4 |
| | 計 | 76 | 51 | 0 | 10 | 3 | 12 |

| | | | | | | | |
|----------|----|-----|-------------|------------|------------|-----------|----|
| 湖南圏 | 全北 | 14 | 1 23.4 | 13 63.7 | 0 0.5 | 0 5.8 | 0 |
| | 光州 | 6 | 0 7.5 | 6 86.2 | 0 0.8 | 0 2.0 | 0 |
| | 全南 | 17 | 0 17.7 | 17 71.0 | 0 0.8 | 0 1.3 | 0 |
| | 計 | 37 | 1 | 36 | 0 | 0 | 0 |
| 忠清圏 | 忠北 | 8 | 2 31.5 | 0 8.9 | 5 39.4 | 0 8.9 | 1 |
| | 大田 | 7 | 0 21.4 | 0 11.4 | 7 49.8 | 0 12.6 | 0 |
| | 忠南 | 13 | 1 28.9 | 0 6.1 | 12 51.2 | 0 7.9 | 0 |
| | 計 | 28 | 3 | 0 | 24 | 0 | 1 |
| その他 | 江原 | 13 | 9 37.3 | 0 6.7 | 2 23.6 | 2 14.5 | 0 |
| | 済州 | 3 | 3 37.2 | 0 29.4 | 0 1.2 | 0 2.0 | 0 |
| | 計 | 16 | 12 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 選挙区当選者数計 | | 253 | 121 34.5 | 66 25.3 | 41 16.2 | 9 11.2 | 16 |
| 与野党当選者数 | | 253 | 121 | 132 | | | |

() は、得票率 (%)

[出所] 中央選挙管理委員会の選挙データベースに基づいて筆者が作成

3 分析の枠組み

1987年以降、韓国の民主化と並行して、韓国の選挙に地域主義的政党支持傾向が現われた。地域主義的政党支持傾向とは、ある政党が支持基盤とする地域を持ち、その地域政党に対してその政党の支持基盤である地域有権者が排他的な支持を送る傾向である。このよう地域主義的政党支持傾向によって、国会は、韓国の東南地域の嶺南圏を支持基盤とする政党、すなわち嶺南地域政党と西南地域の湖南圏を支持基盤とする政党、すなわち湖南地域政党の対立軸を中心に構成され

るようになったことを第2節で確認した²⁾。

では、本研究の分析の枠組みを導くため、大西(2005)とKim(2005)の研究をもう一度確認して見よう。両研究は、民主化と並行して現われた排他的な地域主義的政党支持傾向により、韓国の国会は、嶺南圏を支持基盤とする嶺南地域政党と湖南圏に支持基盤とする湖南地域政党の対立軸を中心に構成されるようになる一方、嶺南地域政党と湖南地域政党の各政党は、首都圏に選挙区を持つ国会議員と嶺南・湖南圏に選挙区を持つ国会議員の対立軸を中心として構成されるようになったと主張している。

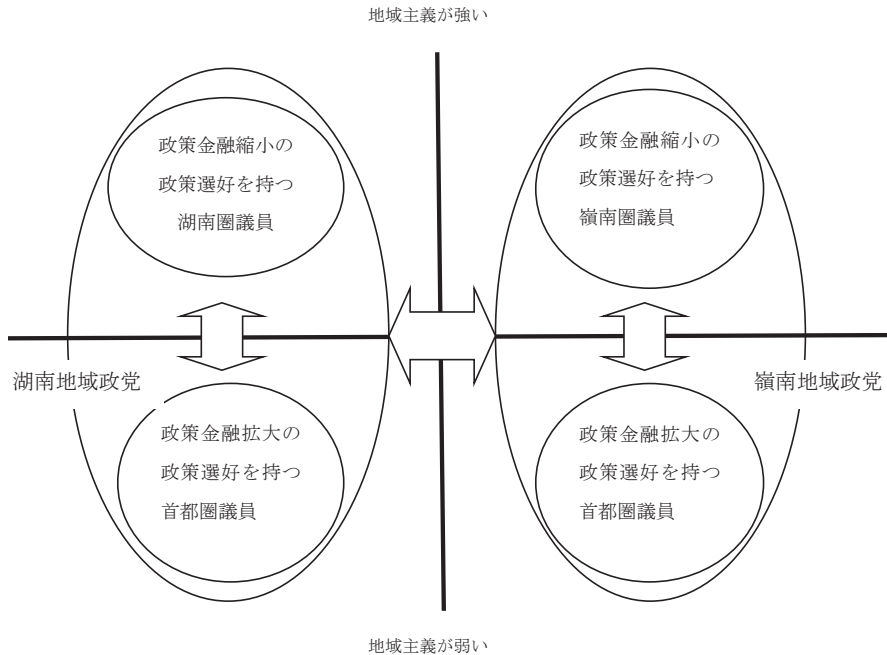
まず、大西(2005)は、韓国の首都圏では開発がかなり進んでいて、首都圏の有権者は開発によって発生するインフレをより恐れるため、首都圏の国会議員は開発主義からの脱却、または新自由主義改革を意味する政策金融縮小を選好する反面、非首都圏では、相対的に開発が遅れていて、非首都圏の有権者はインフラの設備の拡充などを好むため、非首都圏の国会議員は開発主義への復帰を意味する政策金融拡大を選好すると主張している。

したがって、大西(2005)は、民主化と並行して現われた排他的な地域主義的政党支持傾向より、韓国の国会は、嶺南地域政党と湖南地域政党の対立軸を中心として構成されるようになった上、嶺南地域政党と湖南地域政党の各政党は、政策金融縮小を選好する首都圏に選挙区を持つ国会議員と政策金融拡大を選好する嶺南・湖南圏に選挙区を持つ国会議員の対立軸を中心に構成されるようになったと主張している。

一方、Kim(2005)は、首都圏に選挙区を持つ国会議員は、首都圏有権者の排他的な支持を得られないことから、再選のために、首都圏有権者の支持をめぐって、他の政党と激しく競争する必要があるため、首都圏中位投票者の政策的要求に積極的応じる反面、嶺南・湖南圏に選挙区を持つ国会議員は、嶺南・湖南圏有権者の排他的な支持を得られることから、再選のために、嶺南・湖南圏有権者の支持をめぐって、他の政党と競争する必要がない代わりに、政党内で政治的な影響力を拡大させるために必要な政治資金の確保のために、財閥の政策的要求に積極

2) 説明の簡略化のため忠清地域政党は省略する。

図1 大西（2005）による民主化以降の韓国国会と政党構成



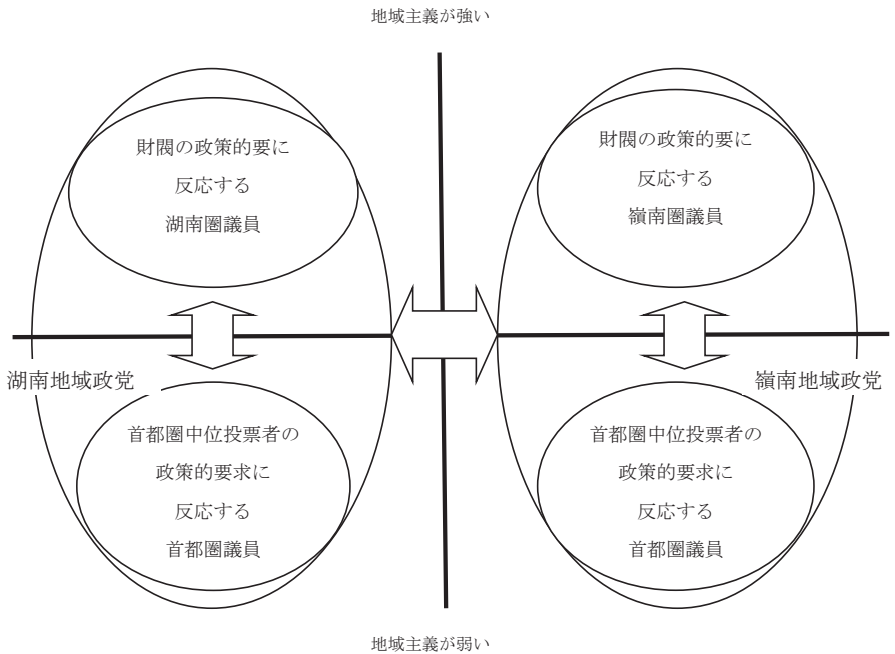
[出所] 大西裕（2005）の研究に基づいて著者作成

的に応じるようになったと主張している。

したがって、Kim（2005）は、民主化と並行して現われた排他的な地域主義的政党支持傾向より、韓国の国会は、嶺南地域政党と湖南地域政党を中心として構成されるようになった上、嶺南地域政党と湖南地域政党の各政党は、首都圏中位投票者の政策的要求に積極的に応じる首都圏に選挙区を持つ国会議員と財閥の政策選好に積極的に応じる嶺南・湖南圏に選挙区を持つ国会議員を中心に構成されるようになったと主張している。

ところが、上でも言及したが、両研究の最も重要な問題は民主化以降の韓国国会の構成にある。すなわち、両研究は、民主化と並行して現われた排他的な政党支持傾向より、韓国国会が嶺南地域政党と湖南地域政党の対立軸で構成されるよ

図2 Kim (2005) による民主化以降の韓国国会と政党構成



[出所] Kim (2005) の研究に基づいて著者作成

うになったことを前提として理論を展開している。しかし、両研究は、このような嶺南地域政党と湖南地域政党の対立軸は、政治的な争点をめぐって形成された対立軸であって、経済政策をめぐって形成された対立軸ではないことを看過している。

したがって、本研究は、政治的な争点をめぐる嶺南地域政党と湖南地域政党の対立軸を中心とする韓国国会の構成を前提せず、経済政策をめぐる新しい対立軸を中心とする韓国国会の構成を提示することで、韓国国会の経済政選好を導き出す。

韓国の国会が、地域主義的政党支持傾向によって嶺南地域政党と湖南地域政党の対立軸を中心に構成される一方、嶺南地域政党と湖南地域政党の各政党は、政

党の支持基盤である地域に選挙区を持つ国会議員と政党の非支持基盤である地域に選挙区を持つ国会議員で構成されるようになった。

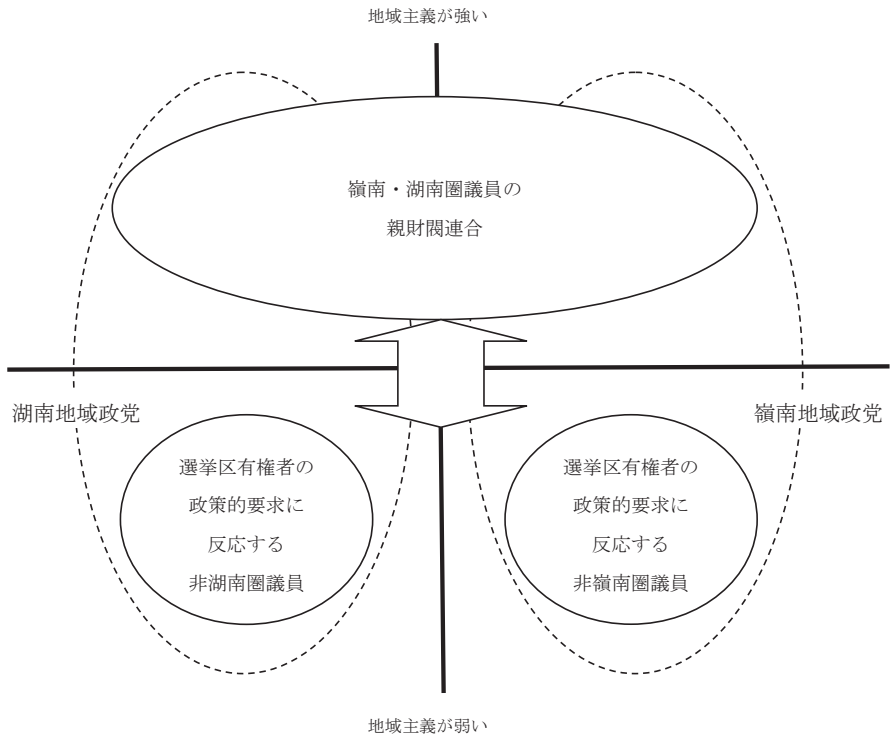
ところが、地域主義的政党支持傾向は、地域政党の支持基盤である地域に選挙区を持つ国会議員と地域政党の非支持基盤である地域に選挙区を持つ国会議員の政策選好の形成に影響を及ぼした。地域政党の支持基盤に選挙区を持つ国会議員は、支持基盤である地域有権者の排他的な支持を得ることで、当選または再選のために支持基盤である地域有権者の支持をめぐって他の政党と競争する必要が少なくなることから、地域有権者の政策的要求に積極的に応じる必要が少なくなる一方、地域政党の国会議員候補者公認を獲得または維持するために必要な政治資金を確保するために、利益団体、多くの場合、財閥企業の政策的要求により積極的に応じるようになった。

反面、地域政党の非支持基盤である地域に選挙区を持つ国会議員は、非支持基盤である地域有権者の排他的な支持を得られないことで、当選または再選のために非支持基盤である地域有権者の支持をめぐって他の政党と激しく競争する必要があることから、非支持基盤である地域有権者の政策的要求に積極的に応じるようになった。

ところが、各地域政党の支持基盤である地域に選挙区を持つ国会議員、すなわち、嶺南・湖南圏に選挙区を持つ嶺南・湖南地域政党の国会議員は、嶺南・湖南圏有権者の強い排他的な地域主義的支持を得ることで、当選または再選のため嶺南・湖南圏有権者の支持をめぐって他の政党と競争する必要が少なくなることから、嶺南・湖南圏有権者の政策的要求に積極的に応じる必要が少なくなる上、嶺南・湖南地域政党の国会議員候補者公認を獲得または維持するために必要な政治資金を確保するために、利益団体、多くの場合、財閥企業の政策的要求により積極的に応じるようになることで、党派を超えて親財閥的な政策選好を共有する連合を構成するようになった。

各地域政党の非支持基盤である地域に選挙区を持つ国会議員、すなわち、非嶺南・非湖南圏に選挙区を持つ嶺南・湖南地域政党の国会議員は、非嶺南・非湖南圏有権者の排他的な地域主義的支持を得られないことで、当選または再選のために非嶺南・非湖南圏有権者の支持をめぐって他の政策と激しく競争する必要があ

図3 本研究が提示する民主化以降の韓国国会と政党構成



[出所] 著者作成

ることから、非嶺南・非湖南圏有権者の政策的要求に積極的に応じるようになることで、政党別・選挙区別に政策選好が異なるようになり、破片化するようになった。

したがって、民主化と並行して、韓国の国会は、嶺南地域政党と湖南地域政党の対立軸を中心に構成されるようになったが、上で検討したように、経済政策をめぐるのは、嶺南・湖南圏に選挙区を持つ嶺南・湖南地域政党和国家議員と非嶺南・非湖南圏に選挙区を持つ嶺南・湖南地域政党和国家議員の対立軸を中心に構成されるようになった。そして、嶺南・湖南圏に選挙区を持つ嶺南・湖南地域政党

国会議員が⁸、党派を超えて、親財閥的な政策選好を共有する連合を形成している反面、非嶺南・非湖南圏に選挙区を持つ嶺南・湖南地域政党国会議員は、政策選好が政党内・選挙区別に異なるようになったことで、破片化していることで、韓国の国会では、親財閥的な政策選好が優勢になる可能性が高くなった。

結局、韓国の民主化と並行して現れた排他的な地域主義的政党支持傾向により誕生した親財閥的な政策選好を共有する嶺南・湖南地域党国会議員の連合により、国会で親財閥的な政策選好が優勢になり、その国会が、金泳三政府が推進した金融市場自由化政策中、開発主義によって利益を得ていた財閥企業に不利であった韓国金融監督機関の強化が無力化されたことで、開発主義の遺産である金融機関のモラルハザードが生き残ったと言える。

IV 事例研究

以下では1997年韓国金融危機の直接的な原因であり、同時に代表的な、金融機関、財閥、そして政府間のモラルハザードの事例である「1997年10月の金泳三政府の起亜自動車公企業化決定」を用いてケーススタディを行う。

1 起亜自動車グループに対する不渡り猶予協約の適用

1997年に入って、韓宝（ハンポ）グループ、眞露（チンロ）グループなどの中堅財閥企業が連鎖破綻する中、当時、財界8位の規模を持つ財閥企業であった起亜（キア）自動車グループが経営危機に落ちた。起亜自動車グループは、6月26日、経営危機を克服するため主取引銀行である第一（チェイル）銀行を筆頭とする債権銀行団に5,720億ウォン規模の追加融資を要求した。

第一銀行は、起亜自動車グループの財務構造を検討した結果、起亜自動車グループの主要系列社の中、営業用車を生産するアジア自動車、自動車鋼板を生産する起亜特殊鋼などは再生不可能であるが、核心系列社である乗用車を生産する起亜自動車の場合は、アジア自動車などの融資に支給保障をしたことに問題がなくて、会社自体は再生可能であると評価した（IMF換乱調査特別委員会8次、1999、p.45）。

ところが、起亜自動車グループの主取引銀行である第一銀行は、1997年1月に財界14位規模の韓宝（ハンポ）グループが破綻することにより、1997年5月末を基準として、1兆4,548億ウォン、総与信27兆9,060億ウォンの5.2%に至る多額の不良債権を抱え、深刻な経営危機状態にあった（以下の表4参考）。更により規模が大きい起亜自動車グループが破綻すると、第一銀行も経営破綻に追い込まれる状況にあった。それに加えて、第一銀行は、韓宝（ハンポ）グループに対する融資の件で取締役が逮捕・起訴された経験を持ち、起亜自動車グループに対する破綻処理または追加融資に慎重な姿勢を持つしかなかった。

表4 韓国民間銀行別不良債権規模（単位：億ウォン、%）

| 銀行名 | 1994年末 | 1995年末 | 1996年末 | 1997年5月末 | | |
|-----------|--------|--------|--------|----------|--------|-----|
| | | | | 総預信 | 不良債権 | 割合 |
| 第一（チェイル） | 2,197 | 2,787 | 3,439 | 279,060 | 14,548 | 5.2 |
| 朝興（チョフン） | 2,294 | 2,168 | 1,943 | 324,202 | 2,634 | 0.8 |
| 商業（サンオブ） | 1,070 | 1,458 | 995 | 257,451 | 3,073 | 1.2 |
| 韓一（ハンイル） | 1,690 | 2,052 | 1,864 | 302,013 | 2,718 | 0.9 |
| ソウル | 4,024 | 5,206 | 5,217 | 229,033 | 9,296 | 4.1 |
| 外換（ウェファン） | 2,377 | 1,952 | 2,306 | 343,309 | 3,886 | 1.1 |

〔出所〕 第184回財政経済委員会第8次（付録）、p11

第一銀行は、一応、起亜自動車グループのアジア自動車売却を含む自救計画案提出を条件に起亜自動車グループに対する追加融資を留保し、起亜自動車グループに対して、いわゆる「不健全企業の正常化促進と不良債権の効率的な整理のための金融機関協約」（以下、不渡り猶予協約）を適用することで起亜自動車グループを2ヶ月間は破綻させずに現状を維持することにした。

ところが、第一銀行は、本来なら、このような判断に基づき、起亜自動車グループに対して追加融資の保留を告げ、債権銀行団と協議して起亜自動車グループを不渡り猶予協約対象社に選定すればよいのだが、いまだに開発主義時代の慣行から抜け出せず、最高位の金融監督機関である財政経済院に起亜自動車グループ

に対する追加融資と不渡り猶予の可否を訪ねることにした（IMF 換乱調査特別委員会8次、1999、p.44）。

1997年3月に金泳三大統領から新しく任命された姜慶植（カン・キョンシク）財政経済院長官兼経済副総理が主導する財政経済院は、当時、韓宝（ハンポ）グループ、大農（テノン）グループ、そして、眞露（チンロ）グループなどの中堅財閥企業群の連鎖破綻（以下の表5を参考）により韓国金融機関が19兆8,124億ウォン（第一金融圏、すなわち銀行は8兆6,632億ウォン、第2金融圏、すなわち総合金融会社は、11兆3,492億円、以下の表6を参考）に至る多額の不良債権を抱えることによって、1997年中盤、タイから始まった国際金融パニックに脆弱になっていることに大きい懸念を持っていた。

表5 金泳三政府下での重要不健全企業の実態

| | 起亜 (キア) | 韓宝 (ハンポ) | 眞露 (チンロ) | 三美 (サンミ) | 憂成 (ウソン) | 大農 (テノン) | 韓信 (ハンシン) |
|----------------|----------------------|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 財界序列 (資産順位) | 8位 | 14位 | 19位 | 26位 | 27位 | 33位 | 50位 |
| 総資産 | 14兆 5,000億 ウォン | 6兆 1,600億 ウォン | 3兆 8,800億 ウォン | 2兆 5,300億 ウォン | 2兆 9,900億 ウォン | 1兆 7,800億 ウォン | 1兆 2,800億 ウォン |
| 金融圏 負債 | 7兆 8,162億 ウォン | 4兆 4,747億 ウォン | 3兆 2,098億 ウォン | 8,214億 ウォン | 1兆 8,044億 ウォン | 1兆 1,511億 ウォン | 5,338億 ウォン |
| 自己資本 比率 (%) | 16.3 | 12.9 | 2.7 | 3.0 | 5.5 | -5.2 | 14.3 |
| 主力業種 | 自動車 | 鉄鋼 | 食飲料 流通 建設 | 特殊鋼 | 建設 タイヤ | 綿紡 流通 | 建設 流通 |
| 不健全化 原因 | 過剰投資 特殊鋼の 累積赤字 | 過渡な 借入 無理な 設備拡張 | 過剰投資 | 過剰投資 | 無理な 事業拡張 | M&A 防御 | 流通業 の失敗 |

[出所] 1997年度国政監査財政経済院（付録）、p.125

表6 韓国民間銀行の不健全企業7社に対する貸出現状 (単位: 億ウォン)

| 銀行 | 起亜 (キア) | 韓宝 (ハンポ) | 眞露 (チンロ) | 三美 (サンミ) | 憂成 (ウソン) | 大農 (テノン) | 韓信 (ハンシン) | 計 |
|-----------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|
| 第一 (チェイル) | 6,628 | 10,434 | 999 | 709 | 3,985 | 195 | 152 | 23,102 |
| 朝興 (チョフン) | 1,493 | 5,795 | 171 | 2 | 360 | 117 | 0 | 7,938 |
| 商業 (サンオップ) | 1,069 | 145 | 1,570 | 1,475 | 10 | 280 | 3 | 4,489 |
| 韓一 (ハンイル) | 934 | 419 | 37 | 0 | 474 | 209 | 0 | 2,073 |
| ソウル | 1,786 | 1,220 | 2,838 | 135 | 1,334 | 2,678 | 2,361 | 12,352 |
| 外換 (ウエハン) | 1,093 | 3,517 | 381 | 709 | 180 | 156 | 8 | 6,044 |
| 新韓 (シンハン) | 2,652 | 17 | 123 | 8 | 958 | 142 | 0 | 3,900 |
| トンワ | 1,504 | 143 | 805 | 90 | 442 | 261 | 200 | 3,445 |
| ハナ | 568 | 0 | 259 | 0 | 389 | 121 | 220 | 1,557 |
| ポラム | 2,154 | 49 | 24 | 51 | 134 | 0 | 225 | 2,637 |
| 釜山 (プサン) | 931 | 53 | 40 | 0 | 204 | 0 | 0 | 1,228 |
| 忠清 (チュンチョン) | 924 | 532 | 0 | 0 | 409 | 0 | 263 | 2,128 |
| 京畿 (キョンギ) | 858 | 113 | 100 | 0 | 292 | 0 | 0 | 1,363 |
| 慶南 (キョンナム) | 474 | 362 | 164 | 57 | 219 | 0 | 41 | 1,317 |
| 長期信用 (チャンウン) | 1,289 | 0 | 174 | 0 | 536 | 538 | 0 | 2,537 |
| 輸出入 (スウン) | 975 | 0 | 101 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,076 |
| 銀行計 | 28,048 | 23,449 | 8,676 | 3,706 | 12,363 | 4,834 | 3,556 | 86,632 |

| | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|---------|
| 第2金融圏計 (総合金融会社計) | 50,114 | 21,298 | 23,422 | 4,518 | 5,681 | 6,677 | 1,782 | 113,492 |
| 金融機関 総計 | 78,162 | 44,747 | 32,098 | 8,214 | 18,044 | 11,511 | 5,338 | 198,124 |

[注] 貸出基準日はウスン建設 (1995.12)、韓宝 (1997.1)、三美 (1997.3)、眞露 (1997.4)、大農・韓信 (1997.5)、起亜 (1997.6)

[出所] 1997年度国政監査財政経済委員会 (付録)、p 171

財政経済院は、このような韓国金融機関の対外的脆弱性を減らすためには、まず、財閥企業の連鎖破綻により発生している韓国金融機関の不良債権を最小限に抑える必要があった。それに加えて、破綻または不健全化した財閥企業の処理を韓国金融機関自ら行っているような「外観」をつくり韓国金融機関が政府から独立していることと韓国の金融不安に対して対応能力を保持していることを海外向けにアピールさせる必要があった。

ところが、起亜自動車グループの財務構造を検討した結果、財政経済院が下した起亜自動車グループの評価は、第一銀行が下した評価よりも厳しいものであった (以下の表7を参考)。財政経済院は、起亜自動車グループの主要系列社であるアジア自動車、起亜特殊鋼はもちろん、核心系列社である起亜自動車も独自再生させることは不可能であり、起亜自動車グループ全体が再生不可能だと判断した。

表7 起亜自動車グループの財務構造 (1996年、単位%)

| 区分 | 起亜自動車グループ | 上位30グループの平均 |
|---------|-----------|-------------|
| 負債比率 | 522 | 355 |
| 金融費用負担率 | 6.6 | 4.8 |
| 自己資本利益率 | -5.6 | 1.1 |
| 流動比率 | 84.7 | 89.6 |

[出所] 1997年度国政監査財政経済委員会 (付録)、p 174

それに加えて、起亜自動車グループの主取引銀行である第一銀行の不良債権総

額は、起亜自動車に対する債権を不良債権に含めると、2兆3,102億ウォン（1997年6月現在、表6参考）、全体韓国民間銀行圏の不良債権総額8兆6,632億ウォン（1997年6月現在、表6参考）の約27%に至っていた。ゆえに、財政経済院は、再生不可能と判断した起亜自動車グループに対して第一銀行と債権銀行団に追加融資を許容することは韓国金融機関全体の不健全化を放置することであり、韓国金融機関の対外的脆弱性を高めることに繋がると判断した。

したがって、財政経済院としては、まず、第一銀行と債権銀行団の起亜自動車グループに対する追加融資を凍結させることで第一銀行と債権銀行団の不良債権発生を最小限に抑えて、更に、第一銀行と債権銀行団に、起亜自動車グループの系列社であるアジア自動車などはもちろん、核心系列会社である起亜自動車まで第3者売却させることで、第一銀行と債権銀行団の不良債権を減らすことと同時に、第一銀行と債権銀行団の起亜自動車グループ問題に対する対応能力を海外にアピールさせ、全体の韓国金融機関の対外的脆弱性を減らすことが、起亜自動車グループを再生させることより、最も重要な課題であった。

ゆえに、財政経済院としては、債権銀行団に、「直ちに」、起亜自動車グループの起亜自動車を第3者に売却させることが、韓国金融機関の対外的脆弱性を減らす方法として、最も合理的な方法であった。しかし、このような極端な方法を使うには、同じ経営危機に落ちていた他の財閥企業との公平性の問題と言う壁が存在した。すなわち、以前、債権銀行団は、大農（テノン）グループと鎮露（チンロ）グループに対して、いわゆる不渡り猶予協約を適用し、自己救済の機会として2ヶ月間不渡り猶予を与えていた。しかし、財政経済院は、不安定的な国際金融状況、起亜自動車グループの経営状態と経済規模、そして第一銀行の経営状態を考えてみると、起亜自動車グループ問題をこれから2ヶ月間放置するわけには行かなかった。

したがって、財政経済院は、一応、債権銀行団に、起亜自動車グループに対して不渡り猶予協約を適用させるが、起亜自動車グループに与えられた2ヶ月間の不渡り猶予期間の終了を待たず、不渡り猶予期間中に、債権銀行団を通じて起亜自動車グループの起亜自動車を第3者に売却させることで可能である限り短期間に問題を解決させ、韓国金融機関の対外的脆弱性を減らそうとした。

このような計画の下で、7月13日、財政経済院は、第一銀行長を参加させた起亜自動車グループに対する対策会議（以下、起亜対策会議）で、第一銀行長に、一応、起亜自動車グループが要求した追加融資を保留させ、起亜自動車を含む起亜自動車グループの系列会社を不渡り猶予協約対象社に選定することを指示した（姜慶植、1999、p.199）。

7月15日、第一銀行は、他の債権銀行と協議後、起亜自動車グループ28系列社中、起亜自動車、アジア自動車、そして起亜特殊鋼を含む18社を不渡り猶予協約対象社に選定し³⁾、不渡り猶予協約の適用可否は、起亜自動車グループの自救計画案を評価して2週後の7月30日に開く予定である起亜自動車グループ債権団会議（以下、起亜債権団会議）で決定することを発表した（孔柄湍・朴良均、1998、p.18）。

財政経済院の起亜自動車第三者売却計画を進めるには二つの重大な課題を解決しなくてはならなかった。まず、一つ目は、起亜自動車の特有な所有構造であった。起亜自動車には、他の財閥企業と異なって、支配株主が存在しなかった。したがって、支配株主が存在せず株が分散されている起亜自動車を短時間にそれも容易に売却するためには、支配株主をつくるプロセスを経る必要があった。したがって、財政経済院は、起亜自動車の債権銀行であって国策銀行である韓国産業銀行の起亜自動車に対する融資金を出資に転換させ、韓国産業銀行を起亜自動車の支配株主にさせる方法を考えた（第3回公判調書、1998、p.1）。

二つ目の課題は、起亜自動車の強盛な労働組合の存在であった。韓国産業銀行の出資転換が成功して、起亜自動車を第三者に売却することが可能になっても、起亜自動車の労働組合がストライキなどの方法で反対し、売却が長引くと、韓国産業銀行の健全性が弱体化し、むしろ、韓国金融機関全体の対外的脆弱性を高めることになる。したがって、起亜自動車を売却させる前に、起亜自動車労働組合を

3) 起亜自動車株式会社、アジア自動車株式会社、起亜特殊鋼株式会社、株式会社起山、起亜重工業株式会社、起亜自動車販売株式会社、株式会社起亜精機、起亜モテック株式会社、起亜インタートレード株式会社、大京化成株式会社、起亜電子株式会社、起亜情報システム株式会社、株式会社モスト、株式会社三安建設技術公社、株式会社韓国エイビーシステム、株式会社ケイティ、華川金型工業株式会社、そしてアジア自動車販売株式会社である。

無力化させることが必要であった(姜慶植、1999、p.203)。

まず、7月16日、財政経済院は、大統領経済首席秘書官と、韓国産業銀行の出資転換による起亜自動車の第三者売却に関する調整を行って(姜慶植、1999、p.202)、韓国産業銀行総裁に韓国産業銀行の起亜自動車に対する融資金を出資に転換する具体的な方法を検討するように指示した。韓国産業銀行の検討結果は、起亜自動車を法定管理させないまま韓国産業銀行が起亜自動車に対する融資金を出資に転換するためには、起亜自動車の経営陣の協力が必ず必要であるという内容であった(IMF換乱調査特別委員会14次、1999、p.80)。しかし、現起亜自動車経営陣は、韓国産業銀行に協調する可能性は低かった。ゆえに、財政経済院としては、起亜自動車グループの経営陣を退陣させて債権銀行団に友好的な経営陣を立てることが必要になった。

ゆえに、財政経済院は、7月21日に行われた起亜対策会議で、第一銀行長に、翌日の起亜自動車グループ関連10銀行の銀行長会議で、起亜自動車グループが要求した緊急融資の条件として起亜自動車グループ経営陣の退陣と労働組合の構造調整同意書を提出することを、起亜自動車グループに要求することを指示した(姜慶植、1999、p.205)。

7月22日、起亜自動車グループ関連10行の銀行長会議で、第一銀行と債権銀行団は、起亜自動車グループが提示した自己救済計画案では経営正常化は不可能だと言い、起亜自動車グループに対する追加融資を保留し、自救計画案の補完と、経営陣の辞職願と労働組合の構造調整同意書提出を条件に7月末まで1,600億ウォン内の緊急資金を支援することにした。

7月15日に第一銀行が起亜自動車グループの起亜自動車を含む系列社を不渡り猶予協約対象社に選定した後、債権銀行団と起亜自動車グループが融資条件として起亜自動車グループ経営陣の辞職と労働組合の構造調整同意をめぐって綱引きをする中、7月24日、第184回国会財政経済委員会で財政経済院の起亜自動車グループ問題に関する初めての緊急報告が行われた。財政経済院は、起亜自動車グループ問題は、市場主義に従って、債権銀行団と起亜自動車グループの自律的な交渉によって解決されなくてはならない問題であって、財政経済院はこの問題に関しては介入することは出来ないと報告した(第7次財政経済委員会、1997、

p. 16)。

しかし、財政経済委員会は、財政経済院の方針に対して反対して、むしろ財政経済院に起亜自動車グループ問題に直接介入して起亜自動車グループに対して追加融資を許容すること、すなわち開発主義への復帰を要求した(姜慶植、1999、p. 209; 孔柄溟・朴良均、1998、p. 24)。

結局、財政経済院は、第一銀行長に、8月5日に行われる予定の債権金融機関代表者会議で、起亜自動車グループが経営陣の退職と起亜自動車グループ労働組合の構造調整同意の提出を再び拒否しても、起亜自動車グループに対して法定管理を申請せず、起亜自動車グループの系列社に対して不渡り猶予協約を適用させるが、起亜自動車グループ経営陣退職と起亜自動車グループ労働組合の構造調整同意書提出を緊急資金支援の条件として提示することを指示した(姜慶植、1999、p. 216)。

2 起亜自動車の公企業化

財政経済院は、結局、起亜自動車グループに友好的な国会財政経済委員会の政治圧力に負け、起亜自動車グループ経営陣の退職を貫徹出来ず、起亜自動車グループの系列社に対する不渡り猶予協約適用を容認させてしまった。この後退で、財政経済院のAプランであった起亜自動車グループ不渡り猶予期間中の起亜自動車の第三者売却計画は失敗で終わった。また、この失敗で、第一銀行と債権金融機関は、起亜自動車グループの不渡りが猶予される2ヶ月間、彼らに回収されてくる約3兆億ウォンに至ると予想される起亜自動車グループの手形の負担を負うことで、より不健全化されることになり、韓国金融機関は海外の金融不安に対して更に脆弱になるようになった。

債権銀行団の起亜自動車グループに対する不渡り猶予決定により海外金融機関の間で韓国金融機関と韓国政府の危機管理能力に対する不信任感が更に拡散する中、海外信用評価機関は韓国金融機関と韓国政府の信用格付けを下方調整するという発表をした⁴⁾。その結果、韓国金融機関の海外金融機関からの借入れ金利が上昇し、海外金融機関の韓国金融機関に対する信用限度が縮小された。このような状況で、財政経済院は、これ以上の韓国金融機関の不健全化を早い段階で止める

ためにも起亜自動車グループ問題を早期に解決するしかなかった。

したがって、財政経済院は、Bプランとして、まず起亜自動車グループの不渡り猶予期間中、債権銀行団に、起亜自動車グループに資金管理団を派遣させて、資金管理団に起亜自動車グループの自救姿勢を評価させ、その評価を基に、9月29日の不渡り猶予期間終了と同時に、債権金融機関に、裁判所へ起亜自動車など系列社の法定管理を申請させて、退陣を拒否している起亜自動車グループ経営陣を退けた後、起亜自動車を売却させる計画を立てて、可能な限り短期間に起亜自動車グループ問題を解決しようとした。

8月26日、財政経済委員会で財政経済院の起亜自動車グループ問題に関する報告が行われた。財政経済院は、起亜自動車グループ問題は、市場主義に基づいて、債権銀行団が起亜自動車グループの系列社、すなわち、起亜自動車、アジア自動車などに資金管理団を派遣し、起亜自動車グループの不渡り猶予が終了する9月29日に債権金融機関代表者会議で処理方案を決定する予定であると報告した。しかし、財政経済委員会内で、依然として、起亜自動車グループ問題に財政経済院が直接介入することを要求する意見、すなわち、開発主義へ復帰することを要求する意見が優勢であった。

財政経済院としては、国会の財政経済委員会の反対により、資金管理団の評価を下に、起亜自動車グループの不渡り猶予終了と同時に債権銀行団から起亜自動車に対して裁判所に法定管理を申請させる計画を実行するには、政治的な負担が大きくなった。しかし、海外市場はますます不安定になってきた。特に一部の銀行や総合金融開始亜は海外から決済資金を調達することが出来なくなり、代わりに国策銀行が調達してあげている状態にまで至っており、起亜自動車グループ問題の早期解決が必要になった。したがって、財政経済院は非公式に財政経済院自らが直接起亜自動車グループ経営陣と交渉して、起亜自動車グループ自らが裁判所に起亜自動車などの系列社に対する法定管理を申請させる計画に変更した。9月11日の財政経済院は通商産業部長官と第一銀行長に非公開理に起亜自動車グ

4) 7月30日、Moody'sは起亜自動車グループの債権銀行であり、政府出資銀行でもある韓国産業銀行の信用格付けを下げた。8月6日、S&Pは韓国の信用格付け見通しを“安定的”から“否定的”へと変えた(国政監査財政経済委員会3次(付録)、1998、p.75)。

ループ経営陣と直接交渉して起亜自動車グループ自ら起亜自動車に対して法定管理を申請することを説得するように指示した(姜慶植、1999、p.233)。

9月18日、財政経済院の交渉団は、起亜自動車グループ側と交渉し、起亜自動車に対する法定管理の代わりに起亜自動車に対する銀行管理、アジア自動車の第3者売却、そして、起亜特殊鋼の大字(テウ)グループ、現代(ヒョンデ)グループの3社共同経営などを提示した。

しかし、9月22日、起亜自動車グループは、債権銀行団と財政経済院と事前の協議なしで、裁判所に起亜自動車、アジア自動車、起亜特殊鋼、起亜インターネット4系列社に対して和議を申請した(孔柄溟・朴良均、1998、p.40)。

しかし、財政経済院としては、起亜自動車グループの起亜自動車などに対する和議申請は絶対に受け入れられない方案であった。何故なら、和議は、法定管理と異なって、現経営陣が経営権を維持することができるからである。

財政経済院としては、起亜自動車グループ経営陣を退陣させて起亜自動車などを第3者売却させるためには、起亜自動車に対して法定管理を申請するしかなくなった。しかし、起亜自動車に対する法定管理申請には、国会が反対していて、それに加えて、金融機関も起亜自動車などの和議に賛成していることで、更に政治的負担が大きくなっていった。ゆえに、財政経済院は、9月25日の起亜対策会議で、起亜自動車グループに対して直接法定管理を申請するには政治的負担が大きいため、10月6日まで、起亜自動車グループに対して、法定管理と和議を選択させ、起亜自動車グループが法定管理を選択した場合、緊急資金を支援することにした(姜慶植、1999、p.237)。

起亜自動車グループが起亜自動車などの系列社に対して和議を申請し、起亜自動車の処理方案に対して起亜自動車グループと財政経済院が対立する中、10月17日に、1997年度国政監査国会財政経済委員会が開かれた。財政経済院は、国会財政経済委員に対して、起亜自動車グループ問題は、起亜自動車グループが主張するような和議では解決できないと主張した。財政経済委員会内で、開発主義への復帰の要求が優勢であることには変わりはない⁵⁾。

しかし、海外金融状況がより悪化する中、10月に入って、急激に海外投資資本が国内から国外に流出し始めた(表8参考)。財政経済院は、これらは、起亜

自動車グループ問題の長期化により、韓国金融機関の不健全化と韓国金融機関と韓国政府の危機管理能力に対する不信感が高まったからであると判断した。財政経済院は、起亜自動車グループ問題をこれ以上長引きさせることは韓国金融危機を招くことだと判断した。したがって、早期解決のために素早く起亜自動車を法定管理処理することにした。

表8 外国人証券投資資金の流出・流入の月別推移 (単位: 億ドル)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 流入 | 11.8 | 7.8 | 7.2 | 6.4 | 20.3 | 16.8 | 11.8 | 8.0 | 7.7 | 7.6 | 10.5 | 10.5 |
| 流出 | 6.2 | 7.9 | 10.1 | 7.5 | 7.5 | 8.5 | 9.6 | 8.4 | 11.5 | 15.4 | 18.1 | 7.1 |
| 計 | 5.6 | -0.1 | -2.9 | -1.1 | 12.7 | 8.3 | 2.3 | -0.4 | -3.8 | -7.8 | -7.5 | 3.4 |

[出所] 姜萬洙 (2005)、p.555

10月20日の起亜対策会議で、起亜自動車の債権銀行であり、国策銀行である韓国産業銀行を通して直接起亜自動車に対して法定管理を申請し、韓国産業銀行の起亜自動車に対する融資金を出資に転換する方法で、起亜自動車を第三者に引き受けさせる方案を推進することを決めた。

- 5) 新政治国民会議の金在千(キム・ジェチョン)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.32)、自由民主連合の李麟求(イ・インク)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.7)、金範明(キム・ポムミョン)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.1)、そして朴鐘根(パク・チョンゲン)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.52)は、財政経済院に市場主義に従って起亜自動車グループ問題を解決することを要求した。反面、新韓党の羅午淵(ナ・オヨン)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.8)と朴明煥(パク・ミョンファン)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.2)、新政治国民会議の丁世均(チョン・セキユン)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.20)、張誠源(チャン・ソンウォン)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.22)、李相洙(イ・サンズ)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.10)、そして張在植(チャン・ジェシク)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.4)、自由民主連合の魚浚善(オ・ジュンソン)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.11)と李重載(イ・ジュンジェ)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.13)、そして民主党の諸廷坵(ジュ・チョング)委員(1997年度国際監査財政経済委員会、1997、p.5)は、財政経済院が直接介入して起亜自動車グループ問題を解決することを要求した。

10月21日、最終的な起亜自動車処理方を決定するために青瓦台の西別館で、起亜自動車処理最終点検会議を開いた。会議で、財政経済院は、起亜自動車の法定管理、韓国産業銀行の融資金の出資転換を通した第三者売却案を主張した。しかし、新韓国党は、起亜自動車グループ経営陣の退陣を条件にした起亜自動車の和議、すなわち、第三者売却に反対した。結局、この会議で、財政経済院は、与党の要求を受け入れ、起亜自動車に対して法定管理を申請し韓国産業銀行の融資金を出資に転換するが、第三者売却ではなく、起亜自動車を公企業化することで最終的に合意した(姜慶植、1999、p.244)。

10月22日に公式的に発表された金泳三政府の起亜自動車の公企業化決定は、むしろ、財政経済院の最初の意図とは離れて、むしろ、韓国産業銀行と債権金融機関の不良債権を増やし韓国金融機関の対外的脆弱性を高めることで、韓国金融危機の決定的な原因となった。

具体的には、金泳三政府の起亜自動車公企業化決定によって海外の韓国金融機関の危機管理能力に対する不信が韓国政府の危機管理能力の不信に発展するようになった。10月24日、S&Pは、金泳三政府の起亜自動車公企業化を批判しながら、韓国産業銀行の信用格付けを長期AA-からA+へ、短期A-1+からA-1へ、韓国政府の国家信用格付けをそれまでの長期AA-からA+へ、短期A-1+からA-1へと下方修正し、長期信用見通しも“否定的”に変えた(表9参考)。

表9 海外信用評価機関の韓国産業銀行と韓国政府の信用格付け

| MOODY'S | | | | | S&P | | | | |
|----------|---------|-----|-------|-----|----------|---------|------|-------|------|
| | 産業銀行信用度 | | 国家信用度 | | | 産業銀行信用度 | | 国家信用度 | |
| 日付 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 日付 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 |
| 96 | A1 | P-1 | A1 | P-1 | 96 | AA- | A-1+ | AA- | A-1+ |
| 97.10.28 | A1 | P-2 | A1 | P-2 | 97.10.24 | A+ | A-1 | A+ | A-1 |
| 97.11.28 | A3 | P-3 | A3 | P-3 | 97.11.25 | A- | A-2 | A- | A-2 |
| 97.12.10 | Baa2 | NP | Baa2 | NP | 97.12.11 | BBB- | A-3 | BBB- | A-3 |
| 97.12.22 | Ba1 | NP | Ba1 | NP | 97.12.22 | B+ | C | B+ | C |

[出所] 1998年度国政監査財政経済委員会(付録)、p.26

10月末には、韓国金融危機が通貨危機に発展した。起亚自動車の公企業化は、海外の韓国からの資本回収を即発させたため、韓国内に、外債元利金償還に必要な外貨準備のため必要なドルが少なくなり、韓国金融機関はソウル外国通貨市場でドルの買入れを始めた。結局、韓国内の外国通貨市場での外貨需給の不均衡により、10月21日から31日まで、ウォン／ドル為替はドル当り915ウォンから965ウォンへと急騰した（表10参考）。

ウォンの評価切下げが11月に入り、いっそう加速されることで、韓国政府は通貨防御のため外為市場への介入をせざるを得なかった。結局、ウォンのウォンの評価切下げを止められず、外貨保有庫の相当部分を使い、韓国政府は、11月22日には、IMFに救済金融を申請することに至った。

表10 為替及び外貨保有庫の変動推移（月別）

| | 1996年 | | 1997年 | |
|-----|---------------------|----------|---------------------|----------|
| | ウォン／ドル為替 (ウォン、%) | 保有庫(億ドル) | ウォン／ドル為替 (ウォン、%) | 保有庫(億ドル) |
| 1月 | 784.30 (-1.2) | 332.6 | 861.30 (-2.0) | 309.7 |
| 2月 | 780.70 (-0.8) | 351.2 | 863.90 (-2.3) | 297.6 |
| 3月 | 782.70 (-1.0) | 334.5 | 897.10 (-5.9) | 291.5 |
| 4月 | 778.70 (-0.5) | 359.3 | 892.10 (-5.4) | 298.3 |
| 5月 | 787.90 (-1.7) | 362.4 | 891.80 (-5.3) | 319.0 |
| 6月 | 810.60 (-4.4) | 365.6 | 888.10 (-4.9) | 333.2 |
| 7月 | 813.30 (-4.7) | 350.6 | 892.00 (-5.4) | 336.7 |
| 8月 | 819.40 (-5.5) | 335.6 | 902.00 (-6.4) | 311.4 |
| 9月 | 821.20 (-5.7) | 328.4 | 914.80 (-7.7) | 304.3 |
| 10月 | 831.30 (-6.8) | 322.3 | 965.10 (-12.5) | 305.1 |
| 11月 | 828.70 (-6.5) | 323.2 | 1,163.80 (-27.5) | 244.0 |
| 12月 | 844.20 (-8.2) | 332.4 | 1,415.20 (-40.3) | 204.1 |

()は、前年末比変動率

[出所] 姜萬洙 (2005)、p556

V おわりに

以上で、韓国の民主化と並行して現れた地域主義的政党体制により誕生した親財閥的な政策選好を共有する与野党の支持基盤に選挙区を持つ国会議員の連合、すなわち、与野党支持基盤議員の親財閥連合により、国会で親財閥的な政策選好が優勢になり、その国会が、金泳三政府が推進した金融市場自由化政策を無力化されたことで、開発主義の遺産である金融機関のモラルハザードが生き残り、韓国金融機関の対外的脆弱性を高め、結局には、韓国金融危機を引き起こすまでに至ったことを1997年10月22日の金泳三政府の起亜自動車公企業化決定過程の事例を用いて証明した。

本研究の最大の意義は、1997年韓国金融危機を引き起こした韓国金融機関モラルハザードの原因を理論的に説明したことである。それに、親財閥的な政策選好を共有する与野党の支持基盤議員による国会の支配は、1997年当時ではなく、現在にも続いていることから、韓国金融機関のモラルハザードはいつでも起きる可能性がある。したがって、韓国の排他的な政党支持傾向を克服し、親財閥的な政策を共有する与野党の支持基盤議員の数を減らすことが、韓国金融機関のモラルハザードを克服する根本的な方法になるだろう。

本研究で提示した「親財閥的な政策選好を共有する与野党の支持基盤議員の連合」は、韓国の経済政策決定研究に興味深い理論的・政策的な意義を与えられると期待することができる。たとえば、「与野党の支持基盤議員の親財閥連合」によると、民主化以降、統合政府でも、親財閥的政策を共有する与野党の支持基盤議員が支配する国会の反対によって、財閥に不利な経済政策は決定することは難しいと言える。政策的な意義としては、もし、統合政府でも、財閥に不利な経済政策、たとえば、財閥改革などを決定しようとするなら、政策選好が政党別・選挙区別に異なる与野党の非支持基盤議員をまとめる戦略が必要である。具体的な例としては、本研究で事例として取り上げる統合政府であった金泳三政府の起亜自動車の公企業化決定である。結局、金泳三政府の財政経済院は、与野党の非支持基盤議員をまとめることが出来ず、起亜自動車の第3者売却に失敗した。

一方、分割政府でも、財閥に有利な経済政策なら、親財閥的政策を共有する与

野党の支持基盤議員が支配する国会の支持を得て難しくなく政策を決定することができる。具体的な例としては、分割政府であった金大中政府の新自由主義改革である。金大中政府の新自由主義改革、すなわち、労働市場の柔軟化の決定などは、金大中大統領としては、労働者の支持を基盤としている院内少数与党である新政治国民会議の支持も得ることが難しい決定であった。しかし、労働市場の柔軟化政策は、当時、1997年の金融危機から生き残った財閥にとっては有利な政策であったため、親財閥的な政策選好を共有する与野党の支持基盤議員の支持によって、決定することが出来た。

【参考文献】

英語文献

- Baig, T. & Goldfajn, I. (1999). Financial market contagion in the Asian crisis. *IMF Staff Papers*, 42, 167-195.
- Haggard, S. (2000). Introduction: The political economy of the Asian financial crisis. In S. Haggard (Eds.), *The political economy of the Asian financial crisis* (pp. 1-14). Washington DC: Institute for International Economics.
- Haggard, S. & MacIntyre, A. (2001). The politics of moral hazard: The origin of financial crisis. In A. J. Lukauskas & F. L. Rivera-Batiz (Eds.), *The political economy of the East Asian Crisis and its Aftermath* (pp. 85-109). Northampton, MA: Edward Elgar.
- Kang, D. C. (2002). Bad loans to good friends: Money politics and developmental state in South Korea. *International Organization*, 56, 177-207.
- Kim, J. (2005). The political logic of economic crisis in South Korea. *Asian Survey*, 45, 453-474.
- Krugman, P. (1998). What happened to Asia? Retrieved from web.mit.edu/krugman/www/DISINTER.html
- Noble, G. W. & Ravenhill, J. (2000). Cause and consequences of the Asian financial crisis. In G. W. Noble & J. Ravenhill (Eds.), *The Asian financial crisis and the architecture of global finance* (pp. 1-35). Cambridge, UK: Cambridge University Press.

- Pomerleano, M. (1998). *The East Asian crisis and corporate finance: The untold micro story*. Washington DC: World Bank.
- Radelet, S. & Sachs, J. D. (1998). The East Asian financial crisis: Diagnosis, remedies, prospects. *Brookings Papers on Economic Activity*, 1, 1-90.
- Wade R. (2000). Wheels within wheels: Rethinking the Asian Crisis and the Asian Model. *Annual Review of Political Science*, 3, 85-115.
- Sachs, J. D. & Woo, W. T. (2000). Understanding the Asian financial crisis. In W. Woo, J. D. Sachs, & K. Schwab (Eds.), *The Asian financial crisis: Lessons for a resilient Asia* (pp. 71-90). Cambridge, MA: The MIT Press.
- Stiglitz, J. E. (2002). *Globalization and its discontents*. New York: Norton & Company.
- Winters, J. A. (1999). The determinant of financial crisis in Asia. In T. J. Pempel (Eds.), *The politics of the Asian economic crisis* (pp. 79-99). Ithaca, NY: Cornell University Press.

日本語文献

- 大西裕 (2005) 『韓国経済の政治分析』 有斐閣
- 崔章集／中村福治訳 (1999) 『韓国現代政治の条件』 法政大学出版部
- 木宮正史 (2003) 『韓国——民主主義と経済発展のメカニズム』 ちくま新書
- 木村幹 (2008) 『民主化の韓国政治』 名古屋大学出版会
- 朴一 (2004) 「韓国経済はどのように変化してきたのか」 朴一編 『変貌する韓国経済』 世界思想社

韓国語文献

- 姜慶植 (1999) 『通貨危機日記』 ムンエダン
- 姜萬洙 (2005) 『現場で見た韓国経済 30年——付加価値税から IMF 事態まで——』 三星経済研究所
- 国政調査特別委員会 (1999) 『IMF 患乱原因糾明と経済危機真相調査のための国政調査結果報告書』 国政調査特別委員会
- 孔炳浩、朴良均編集 (1998) 『起亞自動車日誌』 自由企業センター

韓国国会資料

- 1997年度国政監査財政経済委員会会議録 (10月1日)

- 1997年度国政監査財政経済委員会会議録 (付録)
1997年度国政監査財政経済委員会会議録 (10月17日)
1997年度国政監査財政経済委員会会議録 (付録)
第184回国会 国会本会儀会議録第7号
第184回国会 国会本会儀会議録第8号
第184回国会 国会本会儀会議録第8号 (付録)
第184回国会 財政経済委員会会議録第7号
第184回国会 財政経済委員会会議録第8号
第184回国会 通商産業委員会会議録第10号
第184回国会 通商産業委員会会議録第10号 (付録)
第185回国会 国会本会儀会議録 第6号
第185回国会 国会本会儀会議録 第10号
第185回国会 国会本会儀会議録 第11号
第200回国会 IMF換乱原因究明と経済危機真相調査のための国政調査特別委員会
会議録第7号
第200回国会 IMF換乱原因究明と経済危機真相調査のための国政調査特別委員会
会議録第8号
第200回国会 IMF換乱原因究明と経済危機真相調査のための国政調査特別委員会
会議録第8号 (付録)
第200回国会 IMF換乱原因究明と経済危機真相調査のための国政調査特別委員会
会議録第13号
第200回国会 IMF換乱原因究明と経済危機真相調査のための国政調査特別委員会
会議録第14号
第200回国会 IMF換乱原因究明と経済危機真相調査のための国政調査特別委員会
会議録第15号
第201回国会 IMF換乱原因究明と経済危機真相調査のための国政調査特別委員会
会議録 第21号
第201回国会 IMF換乱原因究明と経済危機真相調査のための国政調査特別委員会
会議録第22号

韓国裁判資料

被疑者および参考人検察陳述 (姜慶植、金仁浩など)
検察の起訴状

(144) 一橋法学 第13巻 第1号 2014年3月

被疑者および参考人法廷陳述 (姜慶植、金仁浩など)

裁判判決文 (姜慶植、金仁浩)

第1 審公判調書 (ソウル地方法院、刑事 22 部)

第1、2、3、4、5、6、7、11、22、23 回

検察の意見

弁護人総合弁論

被告人最後陳述 (姜慶植)

被告人最後陳述 (金仁浩)

判決文

控訴審公判調書 (ソウル高等法院、刑事 3 部)

控訴理由書

第1、2、7 回

被告人陳述書 (姜慶植、金仁浩)

判決文

上告審公判調書 (大法院、第1部)

判決文

ウェブ・サイト

韓国中央選挙管理委員会

<http://www.nec.go.kr>